

総務 産業建設

12月定例会

委員会 ニュース

9月定例会での総務産業建設関連の審議案件がなかったため記載していません。

職員などの給与改定を実施

④6 松前町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

要旨

人事院勧告および愛媛県人事委員会の勧告に伴い改定を行う。

問 民間企業との比較により給与の改定を行うが、比較対象となる企業の規模は。

答 愛媛県人事委員会では、県内50人以上の事務所のうち144か所を無作為に抽出し、22職種について調査を行った。当町では、この調査を参考に改定した。また、県内の各市町においても同様の改定を実施する。(全員一致で可決)

文教厚生

9月定例会

④7 松前町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

④8 松前町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

④9 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

要旨

3つの議案は、改正理由が同じで、職員の給与改定に伴い特別職等の期末手当の支給割合の改定を行う。(3件すべて、全員一致で可決)

子育て支援に新制度

問 制度の周知は。

答 町内対象世帯へ通知、事業者には、町ホームページや町広報で呼びかけ、国や県とも連携して周知する。

問 国、県の財政支援は。

答 平成27年度から幼稚園保育所、認定こども園及び家庭的保育事業などの利用者への補助が、施設型給付及び地域型保育給付という形で実施され、国が2分の1、県が4分の1を負担する。

問 家庭的保育事業などの利用は2歳までだが、3歳以上になり、保育所や幼稚園に入る際、優先的に入園できるのか。

答 法に優先順位が決められており、家庭的保育事業等の利用者が必ずしも優先的に入所・入園できないが、町が調整する。(全員一致で可決)

③8 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

要旨

子ども・子育て支援法の制定に伴い、施設型給付及び地域型保育給付を受ける事業所の運営に関する基準を定めるもの。

問 町の基準と対象は。

答 地域の実情を踏まえ、内閣府令のとおりにした。対象は、町内の保育所、認定こども園と新制度に移行する幼稚園である。新制度における保育料と担当課は。答 住民税課税金額をもとに町が判断する。平成年度の保育料は現状維持となる。幼稚園は学校教育課、それ以外は福祉課で対応し、両課で連携する。(全員一致で可決)